

議案第155号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月24日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の7までに規定する手数料を免除する。		(減免) 第4条 [略] 2・3 [略] 4 市長が特に必要があると認める建築物については、別表第14項、第14項の2及び第15項から第51項の4までに規定する手数料を免除する。	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～60の2 [略]		1～60の2 [略]	
61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項及び第63項に規定するものを除く。）	<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額</u>	61 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項、 <u>第62項の2及び第63項に規定するものを除く。</u> ）	<u>1戸につき次に掲げる額を認定の申請の住戸の数（以下「申請戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。次項から第65項までにおいて同じ。）</u>
(1)・(2) [略]	[略]	(1)・(2) [略]	[略]

6 2 長期優良住宅法第5条 第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められているもの	1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額
(1) 一戸建てのもの	
ア 新築の場合	6,000円
イ 増築又は改築の場合	10,000円
(2) 一戸建て以外のもの	
ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの	
⑦ 新築の場合	13,000円
⑧ 増築又は改築の場合	21,000円
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	
⑦ 新築の場合	24,000円
⑧ 増築又は改築の場合	37,000円
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	
⑦ 新築の場合	35,000円
⑧ 増築又は改築の場合	54,000円
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	
⑦ 新築の場合	65,000円
⑧ 増築又は改築の場合	101,000円
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	
⑦ 新築の場合	112,000円

		(イ) 増築又は改築の場合 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの (7) 新築の場合	174,000 円
		(イ) 増築又は改築の場合 キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの (7) 新築の場合	185,000 円
		(イ) 増築又は改築の場合 ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの (7) 新築の場合	287,000 円
		(イ) 増築又は改築の場合 ケ 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの (7) 新築の場合	228,000 円
		(イ) 増築又は改築の場合 コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの (7) 新築の場合	353,000 円
		(イ) 増築又は改築の場合 コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの (7) 新築の場合	243,000 円
		(イ) 増築又は改築の場合 コ 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの (7) 新築の場合	377,000 円
6.2 長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、 <u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しのあるもの</u>	<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額</u>	6.2の2 長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、 <u>品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書のあるもの</u>	<u>1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額</u>
(1) 一戸建てのもの ア 新築の場合 イ 増築又は改築の場合	8,000円 13,000円	(1) 一戸建てのもの	23,000円
(2) 一戸建て以外のもの ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの (7) 新築の場合 (イ) 増築又は改築の場合	17,000円 25,000円	(2) 一戸建て以外のもの ア 床面積の合計が500平方メートル以下のもの	72,000円
イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル		イ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル	112,000 円

ル以下のもの		ル以下のもの	
<u>(7) 新築の場合</u>	<u>28,000円</u>		
<u>(4) 増築又は改築の場合</u>	<u>42,000円</u>		
ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの		ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以下のもの	<u>207,000円</u>
<u>(7) 新築の場合</u>	<u>52,000円</u>		
<u>(4) 増築又は改築の場合</u>	<u>78,000円</u>		
エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの		エ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	<u>350,000円</u>
<u>(7) 新築の場合</u>	<u>78,000円</u>		
<u>(4) 増築又は改築の場合</u>	<u>118,000円</u>		
オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの		オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	<u>535,000円</u>
<u>(7) 新築の場合</u>	<u>115,000円</u>		
<u>(4) 増築又は改築の場合</u>	<u>173,000円</u>		
カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの		カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	<u>969,000円</u>
<u>(7) 新築の場合</u>	<u>199,000円</u>		
<u>(4) 増築又は改築の場合</u>	<u>300,000円</u>		
キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの		キ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以下のもの	<u>1,321,000円</u>
<u>(7) 新築の場合</u>	<u>257,000円</u>		
<u>(4) 増築又は改築の場合</u>	<u>386,000円</u>		
ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの		ク 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	<u>1,597,000円</u>
<u>(7) 新築の場合</u>	<u>300,000円</u>		
<u>(4) 増築又は改築の場合</u>	<u>451,000円</u>		
63 長期優良住宅法第5条		63 長期優良住宅法第5条	

<p>第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの</p>	<p>次のア及びイに掲げる額の合計額</p> <p>ア 第61項各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額</p> <p>イ [略]</p> <p>次のアからウまでに掲げる額の合計額</p> <p>ア～ウ [略]</p>	<p>第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査で、長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p> <p>(1) 次号に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの</p>	<p><u>1戸につき次のア及びイに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</u></p> <p>ア 第61項各号、第62項各号又は前項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（<u>1戸建て以外のものにあつては、申請戸数で除す前の額</u>）</p> <p>イ [略]</p> <p><u>1戸につき次のアからウまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額</u></p> <p>ア～ウ [略]</p>
<p>64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p>第61項各号又は第62項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額</p>	<p>64 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定するものを除く。）</p>	<p><u>1戸につき第61項各号、第62項各号又は第62項の2各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額を申請戸数で除して得た額</u></p>
<p>65 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査で、同条第2項で準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p>		<p>65 長期優良住宅法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査で、同条第2項で準用する長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出のあるもの</p>	

(1) 次号に掲げるもの以外のもの	次のア及びイに掲げる額の合計額  ア・イ [略]	(1) 次号に掲げるもの以外のもの	<u>1戸につき</u> 次のア及びイに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額 ア・イ [略]
(2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの	次のアからウまでに掲げる額の合計額  ア～ウ [略]	(2) 法第87条の4に規定する建築設備を含むもの	<u>1戸につき</u> 次のアからウまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額 ア～ウ [略]
66 長期優良住宅法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合及び同条第3項の規定による管理者等を選任した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<u>1件につき</u> 2,200円	66 長期優良住宅法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	<u>1戸につき</u> 2,200円
67 長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の地位の承継の申請に対する審査	<u>1件につき</u> 2,200円	67 長期優良住宅法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画の認定の地位の承継の申請に対する審査	<u>1戸につき</u> 2,200円
67の2 長期優良住宅法第18条の規定による容積率の特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円		
68～80 [略]		68～80 [略]	
備考 1～3 [略] 4 第61項及び第62項において「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第5項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。 5～8 [略]		備考 1～3 [略] 4 第61項から第62項の2までにおいて「床面積の合計」とは、長期優良住宅法第5条第1項から第3項までの規定による認定及び変更の認定の申請に係る住戸が属する1の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号の規定により算出された延べ面積）をいう。 5～8 [略]	

## 附 則

### (施行期日)

- この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、第4条の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第6 1項から第6 7項までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、施行日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する機関をいう。以下同じ。）により住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）第1条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められているもの（施行日前に登録住宅性能評価機関に対し確認を行うことを求めているものに限る。）又は品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書を交付されているもの（施行日前に登録住宅性能評価機関に対し品確法第5条第1項の住宅性能評価の申請をしているものに限る。）に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査については、この条例による改正前のさいたま市建築等関係事務手数料条例別表第6 2項から第6 5項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、同表第6 2項から第6 3項までの規定及び同表備考第4項中「第3項まで」とあるのは「第5項まで」と、同表第6 2項及び第6 2項の2中「1戸につき次に掲げる額を申請戸数で除して得た額」とあるのは「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額」と、同表第6 3項第1号及び第6 5項第1号中「1戸につき次のア及びイに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額」とあるのは「次のア及びイに掲げる額の合計額」と、同表第6 3項第2号及び第6 5項第2号中「1戸につき次のアからウまでに掲げる額の合計額を申請戸数で除して得た額」とあるのは「次のアからウまでに掲げる額の合計額」と、同表第6 4項中「1戸につき第6 1項各号、第6 2項各号又は第6 2項の2各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額を申請戸数で除して得た額」とあるのは「第6 1項各号、第6 2項各号又は第6 2項の2各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の2分の1に相当する額」とする。